

随意契約理由書

1 業 務 名	次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する 基礎調査研究業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路における道路交通管制高度化に向けて、画像処理技術を適用した将来形の基本となるシステムを「次世代映像情報システム」と位置付け、迅速な「異常事象検出」を可能とし、お客様サービスの向上に結び付けるとともに、交通流動等の把握による災害時も含めた交通対策／渋滞対策に寄与することを目的として、必要要素技術の調査研究、実現に向けた課題の抽出及び課題解決策の策定、並びにシステム化における要求条件にかかる資料作成を行うものである。</p> <p>また、検討にあたっては有識者による委員会等を組織し、独自性の高いシステムに対して、審議を行いながら進めていくものとする。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>①本システムのニーズを熟知し、システムに必要な情報の選別・収集を的確に行えること</p> <p>② 汎用的でない本システムについて、委員会審議等を通し幅広い意見を取り入れながら開発を進められること</p> <p>が求められる。一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、当該研究所）は、</p> <p>① 阪神高速道路の交通管制の高度化に関する研究や電気通信設備におけるAI活用等の検討業務を通じて、当社が抱える運用上の課題、ニーズを熟知している。</p> <p>② 学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を既に有し、AI等新技术に関する勉強会等の開催実績を有する。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定した。</p> <p>本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規定第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	